

ID: 67

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第57条第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 （高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和） 第57条 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前3条の規定は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日